



# 広島県報

定期  
第2号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託  
に関する規約の廃止

(県法規登載)

(地域行政室)

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

(医療対策室)

( "

救急病院等の協力申出の撤回

(福祉指導室)

( "

生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更

( "

( "

生活保護法の規定による指定医療機関の廃止

(畜産振興室)

( "

措置の解除

(建設産業室)

( "

建設業法の規定による建設業者の営業停止命令

(道路保全室)

(道路区域変更 (六件)

道路の区域変更 (六件)

(道路区域変更 (四件)

( "

道路の供用開始 (四件)

(港湾管理室)

( "

港湾法の規定による水域 外郭、係留施設の建設又は改良の届出

( "

( "

広島県教育委員会告示

(人事室)

( "

広島県選挙管理委員会告示

( "

( "

広島県人事委員会告示

( "

( "

広島県監査委員告示

( "

( "

県及び市町村の職員の相互派遣要綱の一部を改正する告示

(県法規登載)

( "

(人事室)

七

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

(税務室)

一〇

特定非営利活動法人の認証申請

(県民文化室)

〇

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出

(地域産業振興室)

一

大規模小売店舗立地法の規定による県の意見 (三件)

( "

一

県営土地改良事業計画の樹立

(土地改良室)

二

平成十七年林業用種苗生産事業者講習会の開催

(林業振興室)

二

市町村都市計画の決定に係る図書の写し

(都市企画室)

三

市町村都市計画の変更に係る図書の写し (二件)

( "

三

開発行為に関する工事の完了

(開発指導室)

三

土地改良区の役員の内退

(芸北地域事務所)

四

土地改良区の役員の内退

(尾三地域事務所)

四

県営土地改良事業の換地処分

(備北地域事務所)

四

教育委員会教育長告示

( "

四

厳島神社宝物館に係る博物館登録原簿の登録の変更

( "

四

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

( "

四

不在者投票のできる施設の指定

( "

五

不在者投票のできる施設の内容の変更

( "

五

公安委員会告示

( "

五

遊技機の型式の検定の告示

( "

五

公安委員会公告

( "

五

技能検定員・教習指導員審査 (大型二種・普通二種)

( "

五

## 告示

## 示

広島県告示第十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第二項の規定により、別記一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成十八年一月十日から廃止した。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

(別記)

瀬戸田町因島市中学校組合  
尾道地区消防組合  
尾道因島地区衛生施設組合  
尾道広域市町村圏事務組合

広島県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があつた。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

福山市鞆町後地字白茅二六の二四二地先	位 置	面 積	下 欄
	上 欄		
二二七・〇七平方メートル			福山市鞆町後地字白茅

広島県告示第十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
神辺町国民健康保険神辺町立病院	深安郡神辺町字湯野二番地

広島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定によつて、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中塩内科消化器科クリニック	呉市広駅前二丁目一〇	平成一七・二二・一
おかだ内科	東広島市西条町寺家五四一四三	平成一七・二一・一
ひらた耳鼻咽喉科アレール ギール科	廿日市市天神二七クレアールヴェント 天神ビル二階	平成一七・二二・一
医療法人 豊田レディー スクリニック	安芸郡熊野町川角四〇一 二	平成一七・二〇・一
ふじもと歯科医院	安芸郡坂町北新地二 三 四〇 三F	平成一七・二一・一
クレデイ薬局	呉市広駅前二丁目二 四五	平成一七・二二・一
あやめ薬局	府中市上下町上下一〇三九 一	平成一七・二二・一
賀茂セルム薬局	東広島市黒瀬町南方七九七 一	平成一七・二〇・一

広島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 坪井クリニック	大竹市本町二丁目一 八	平成一七・二一・一
旧 坪井内科呼吸器科医院		

広島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	廃止年月日
豊田レディースクリニック	安芸郡熊野町川角字梶ヶ原四〇一	平成一七・九・三〇
佐々木内科胃腸科医院	安芸郡海田町成本八五	平成一七・一〇・六
ふじもと歯科医院	安芸郡坂町北新地二三四〇二階	平成一七・一〇・三一
ホーヤク労災前薬局	呉市広多賀合一丁目二二六エスティージュン一階	平成一七・一〇・三一
あやめ薬局	府中市上下町上一〇四五	平成一七・一一・三〇

広島県告示第十六号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月日	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
二〇	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	三歳	一頭	平成一七年一月九日	隔離中	広島県庄原市口和町大字金の田一四二番地	

広島県告示第十七号

平成十七年広島県告示第千三百六号で命じた次の区域に係るみつばちの腐蛆<sup>キ</sup>のまん延を防止するためのみつばち等の移動及び移出入禁止措置は、平成十七年十二月二十日に解除した。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

東広島市志和町のうち志和東、志和堀、志和西、内及び七条桜坂

広島県告示第十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成十八年一月十二日

広島県告示第十九号

- 一 処分をした年月日  
平成十七年十二月二十六日
  - 二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社エムケイ  
広島市中区舟入南五丁目三番七号  
代表取締役 道家 良枝  
被処分者の許可番号  
広島県知事許可（般 一七）第一六〇二八号
  - 三 処分の内容  
一 停止を命じた営業の範囲  
建設業の営業の全部  
二 営業の停止を命じた期間  
平成十八年一月十三日から平成十八年四月十二日まで
  - 四 処分の原因となった事実  
被処分者の元代表取締役は、  
一 広島県豊田郡安芸津町で請け負った民間解体工事につき、他者と共謀の上、虚偽の工事代金の回収を企て、当該宅地等について平成十四年五月に行われた広島地方裁判所呉支部による不動産競売開始決定に関し、偽計を用いて公の競売の公正を害する行為をしたこと
  - 五 広島県解体工事業協会会長の地位にあつたが、暴力団関係者と共謀の上、平成十三年十二月、財団法人広島市都市整備公社が発注した戸坂落田ブロック住宅一工区解体工事に関し、暴力団への上納金名下に他者から金員を喝取したこと
  - 六 他者と共謀の上、広島県が発注した県営河戸住宅（一工区）解体撤去工事（平成十五年二月）、財団法人広島市都市整備公社が発注した戸坂落田ブロック住宅四工区解体工事（平成十三年十二月）の各指名競争入札に関し、威力を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたこと
- 以上の事実により、広島地方裁判所から、刑法の競売入札妨害罪及び恐喝罪により、懲役三年執行猶予五年の判決を受け、平成十六年十一月二十日にその刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。  
 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。  
 平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号及び路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
二八六 県道中大迫清田線	呉市倉橋町長谷一八八番一地先から 呉市倉橋町長谷字立石一八四〇番一 地先まで	メートル 六一・〇〇〇}	メートル 一、八九四・〇〇	

広島県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局大柿維持管理分室において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。  
 平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道  
 路線名 四八七号  
 道路の区域

区 間	新 旧 別	敷地の幅員	延 長	備 考
江田島市江田島町字小用タラ一七八八番一地先から 江田島市江田島町小用二丁目八三三番四地先まで	旧	メートル 五・二〇〇} 五 六・五〇〇}	メートル 八七〇・〇〇	
江田島市江田島町字小用タラ一七八八番一地先から 江田島市江田島町小用二丁目八三三番四地先まで	新	メートル 七・七〇〇} 七 七九・五〇〇}	メートル 七四八・〇〇	ダブルウェイ

広島県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。  
 平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
 路線名 上三永竹原線  
 道路の区域

区 間	新 旧 別	敷地の幅員	延 長	備 考
東広島市西条町上三永字竹添六番一地先から 竹原市仁賀町字柵ヶ迫三三四五番一地先まで	旧	メートル 三・一〇〇} 一 三〇・〇〇〇}	メートル 一、〇五四・三〇〇	
	新	メートル 一・五・三〇〇} 一 八七・二〇〇}	メートル 七六〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四〇メートル

広島県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。  
 平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
 路線名 三次江津線  
 道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員	延長	備考
		新	旧			
三次市栗屋町三四六七番一地从先から 三次市栗屋町三四三番二地从先まで		新	旧	四・三〇〇 メイトル 二・五〇〇 メイトル	三三六・〇〇 メイトル	
		二〇・九〇〇 二二・五〇〇	二・五〇〇 二・三〇〇			
					三三六・〇〇	備考

広島県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道

路線名 西浦三庄田熊線

道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員	延長	備考
		新	旧			
因島市土生町字塩浜一八九九番五三地从先から 因島市土生町字塩浜一八九九番八〇地从先まで		新	旧	九・〇〇〇 メイトル 九・〇〇〇 メイトル	四八・〇〇 メイトル	拡幅
		〇九・〇〇〇 一〇〇〇	九・〇〇〇 九・〇〇〇			
					四八・〇〇	備考

広島県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道

路線名 下御領井原線

道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員	延長	備考
		新	旧			
深安郡神辺町大字八尋字光楨七四八番一地从先から 深安郡神辺町大字八尋字端田一六五五番一地从先岡山県境まで		新	旧	四・〇〇〇 メイトル 二・〇〇〇 メイトル	一、一七九 メイトル	
		六・六〇〇 六・〇〇〇	四・〇〇〇 二・〇〇〇			
深安郡神辺町大字八尋字光楨七四八番一地从先から 深安郡神辺町大字八尋字池ノ内東六〇五番四地从先岡山県境まで		新	旧	六・六〇〇 六・〇〇〇	一、二二三 メイトル	
		六・六〇〇 六・〇〇〇	六・六〇〇 六・〇〇〇			
					一、二二三	備考

広島県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道

路線名 府中松永線

道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員	延長	備考
		新	旧			
福山市高木町字本堀田六四三番一地从先から 福山市高木町字本堀田六四二番一地从先まで		新	旧	五・一〇〇 メイトル 八	六〇・〇〇 メイトル	拡幅
		〇六・二〇〇 〇〇	五・一〇〇 八			
					六〇・〇〇	備考

道路の種類 県道

路線名 新山府中線

道路の区域

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
福山市高木町字沖七二番四地先から 福山市高木町字本堀田六四六番一地先まで		新 旧	四・六〇 ・五〇 メートル 八	一一五・六〇 メートル	
		新	一五・八〇 〇	一一五・六〇	拡幅

道路の種類 一般国道  
路 線 名 四八六号  
道路の区域

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
福山市高木町字本堀田六四三番一地先から 福山市高木町字松清五五二番四地先まで		新 旧	二一・八〇 〇 メートル	一〇・五〇 メートル	
		新	二二・八〇 〇	一〇・五〇	拡幅

広島県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道三次江津線	三次市粟屋町三四六七番一地先から 三次市粟屋町三四二三番一地先まで	平成十八年一月二日

広島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道系井塩町線	三次市塩町三二二番六地先から 三次市塩町三二二番九地先まで	平成十八年一月二日

広島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区 間	供用開始の期日
県道西浦三庄田熊線	因島市土生町字塩浜一八九九番五三三地先から 因島市土生町字塩浜一八九九番八〇地先まで	平成十八年一月二日

広島県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区 間	供用開始の期日
県道府中松永線	福山市高木町字本堀田六四三番一地先から 福山市高木町字本堀田六四二番一地先まで	平成十八年一月二日

路線名	区	間	供用開始の期日
県道新山府中線			平成一八年一月二日
福山市高木町字沖七二番四地先から			
福山市高木町字本堀田六四六番一地先まで			

路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道四八六号			平成一八年一月二日
福山市高木町字本堀田六四三番一地先から			
福山市高木町字松清五五二番四地先まで			

広島県告示第三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定による水域施設の改良について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十二日

一 届出者

広島県呉市西中央三丁目一番三十一号

ダイユウ技研土木株式会社 代表取締役 浜岡恵介

二 施設の所在する水域の範囲

広島県呉市下蒲刈町下島字上黒島四〇九六番二地先

三 施設の種類及び規模

1 種類 泊地

2 規模 面積一、四八一・七平方メートル、水深C、D、Lマイナス四・五メートル

四 水域施設の船舶許容能力

総トン数 四九九トン以下 二隻

五 施設の改良の工事の開始及び完了の予定期日

平成十八年一月二十五日から平成十八年三月十五日まで

六 施設の使用及び管理の計画

1 管理者

広島県呉市下蒲刈町下島字上黒島

ダイユウ技研土木株式会社上黒島管理事務所 所長 沖浜 護

2 施設を使用する船舶の使用頻度

ガット船（総トン数四九九トン以下級） 一月につき十五隻程度

3 異常気象時における利用の有無

荷揚げ用浮函を他の場所に避難させるので利用しない。

4 付属する係留施設

(一) デッキバージ（巾一八・〇メートル、長さ七六・〇メートル）

(二) 渡船用栈橋（巾二・五メートル、長さ五・〇メートル）

5 取扱い貨物の種類及び数量

(二)(一) 種類 廃棄物

数量 月間約一〇、〇〇〇トン

広島県告示  
 広島県教育委員会告示  
 広島県選挙管理委員会告示  
 広島県人事委員会告示  
 広島県監査委員会告示

広島県

広島県教育委員会

広島県選挙管理委員会告示第一号

広島県人事委員会

広島県監査委員

県及び市町村の職員の相互派遣要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤田 雄山

広島県教育委員会委員長 小笠原 道雄

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

広島県人事委員会委員長 丸山 明

広島県代表監査委員 近光 章

県及び市町村の職員の相互派遣要綱の一部を改正する告示

広島県

広島県教育委員会

県及び市町村の職員の相互派遣要綱（昭和五十四年広島県選挙管理委員会告示第一号）の

広島県人事委員会

広島県監査委員

一部を次のように改正する。

題名中「市町村」を「市町」に改める。

第一条から第四条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

第五条の見出しを「(市町中堅職員の養成)」に改め、同条第一項中「市町村から」を「市町から」に、「市町村中堅職員」を「市町中堅職員」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に、「広島県地方公務員研修所」を「広島県自治総合研修センター」に改める。

第六条中「市町村」を「市町」に改める。

第七条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第四項第二号を次のように改める。

二 第一項の規定により派遣団体が職員を派遣した年度内に当該職員に対して支給した期末手当又は勤勉手当の額に、当該年度における当該職員の派遣期間に応じた割合を乗じて得た額に相当する額

第十四条から第十六条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第一号 (第14条関係) その1

平成 年 月 日

(知事等) 様

(市町の長等) 印

「県及び市町の職員の相互派遣要綱」に基づく  
県職員の派遣について (申請)

県及び市町の職員の相互派遣要綱  
昭和54年広島県選挙管理委員会告示第1号  
広島県教育委員会  
広島県人事委員会  
広島県監査委員

の規定に基づき、次のとおり広島県職員を派遣してください。

派遣を必要とする具体的理由	
派遣職員の担当職務	
派遣職員の経験年数及び級	
派遣職員の特殊技能又は資格	
派遣を受けたい期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
派遣職員に関する希望事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

様式第1号 (第14条関係) その2

第 平 成 年 月 日 号

( 知 事 等 ) 様

( 市 町 の 長 等 ) 印

「県及び市町の職員の相互派遣要綱」に基づく  
市町職員の派遣について (申請)

廣 島 県 廣 島 県 教 育 委 員 会  
 昭 和 5 4 年 廣 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号  
 廣 島 県 人 事 委 員 会  
 廣 島 県 監 査 委 員

の規定に基づき、次の派遣職員を受け入れてください。

職 名	(ふりがな) 氏 名		男 女
	職務の級 及び号給		
生 年 月 日	昭 和 年 月 日 生 平 成 ( 満 歳 )	最 終 学 歴	昭 和 年 月 日 卒 業 平 成 中 退
職 歴			
員 定	地方公務員としての実務経験年数		
員	特 技 ・ 資 格 ・ 受 け た 研 修 等		
派 遣 を 希 望 す る 理 由			
希 望 派 遣 先 機 関 名 及 び 配 置 先			
希 望 す る 派 遣 期 間	平 成 年 月 日 从 事	平 成 年 月 日 迄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第16条関係) その1

平 成 年 月 日

( 市 町 の 長 等 ) 様

( 知 事 等 ) 印

「県及び市町の職員の相互派遣要綱」に基づく  
広島県職員の派遣について (通知)

平成 年 月 日付け第 号で申請の職員の派遣については、次のとおり  
決定しました。

- 1 派遣職員の職名及び氏名
- 2 派遣職員の経歴等
- 3 派遣期間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第16条関係) その2

平成 年 月 日

(市町の長等) 様

( 知 事 等 ) 印

「県及び市町の職員の相互派遣要綱」に基づく  
派遣職員の受入れについて (通知)

平成 年 月 日付第 号で申請の職員の受入れについては、次のとおり決定しました。

- 1 職員の氏名
- 2 職員の配属先
- 3 受入期間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とす。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第七条第一項第二号の規定は、平成十七年度以後の派遣職員について適用する。

**公 告**

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十八年一月十二日

名 称 (氏 名) 主たる事務所又は事業所の所在地 取 消 年 月 日

有限会社小原石油商会 尾道市向島町八七〇番地の二 平成一七年一月二五日

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的	申請のあった 年月日
特定非営利活動 法人 夢ハウス高	中村 松一	広島県広島市安 佐北区口田南一 丁目一 番一 二 号	この法人は、精神障害者に対し、地域社会において自立した生活を営むことができるよう、就労支援・生活支援等に関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成一七年一 二月一〇日
特定非営利活動 法人 かねて	崔 広子	広島県広島市中 区東白鳥町一 番 二 四・九〇一 号	この法人は、障害者が自立生活を営むために必要と思われる環境を整えることにより、その福祉の向上と自立に寄与し、かつ障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。	平成一七年一 二月二日
特定非営利活動 法人 ささなみ	宮地 廣	広島県因島市田 熊町三九二二番 地二	この法人は、精神障害者に対して、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成一七年一 二月六日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 天満屋ハピータウン向島店

所在地 尾道市向島町字四軒島五五三二番八外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 御調郡向島町字四軒島五五三二番八外

(変更後) 尾道市向島町字四軒島五五三二番八外

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

(変更後) 住友信託銀行株式会社 取締役社長 森田 豊

三 変更の日

1 大規模小売店舗の所在地

平成十七年三月二十八日

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成十七年六月二十九日

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の所在地

市町村合併に伴う住居表示変更のため

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

代表者変更のため

五 届出年月日

平成十七年十一月二十二日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

尾道市産業部商工課(尾道市久保一丁目一五・一)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十二日から平成十八年五月十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年五月十二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年一月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ焼山

所在地 呉市焼山中央三丁目四二二番地一 外

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十二日から平成十八年二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年一月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープハモンズ

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地 福山市駅前町大字上山守四五〇番地一外  
二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十二日から平成十八年二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によつて、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ八本松

所在地 東広島市八本松東六丁目二四五三・一外

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条栄町八番一九号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十二日から平成十八年二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定によつて、庄原市所在の旧猫地地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項

の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 一月十二日から

平成十八年 二月 一日まで

二 縦覧場所

庄原市役所

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定によつて、平成十七年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 受講対象者

種苗生産業務に従事しようとする者

二 講習日時及び場所

平成十八年三月二日(木) 午前九時から午後四時三十分まで

広島県庁舎本館六階六〇五会議室(広島市中区基町一〇番五二号)

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

平成十八年一月十二日(木) から平成十八年二月八日(水) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までの間、受け付ける。

郵送等の場合は、平成十八年二月八日(水) までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産部林務総室林業振興室(〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)又は最寄りの広島県地域事務所農林局若しくは農林局支局

3 受講申込書の配布場所

広島県農林水産部林務総室林業振興室又は広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局で配布する。

五 受講手数料

一万四千元とする。

この手数料は、一万四千元に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の定められた欄にはって納めること。この証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

六 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部林務総室林業振興室(電話「〇八二一五一三・三六八八(ダイヤルイン)」)又は最寄りの広島県地域事務所農林局若しくは農林局支局にすること。

なお、郵便等で問い合わせる場合は、郵便番号・あて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定によって、神辺町から、備後圏都市計画地区計画上地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、三原市から、備後圏都市計画地区計画新倉町木之浜地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、神辺町から、備後圏都市計画下水道神辺公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東広島市西条町寺家字孤安七七八二番一、七七八二番二の一部、七七八二番二地先道路、同市同町寺家字団子七八九一番一、七八九一番二の一部、七八九三番一、七八九四番三、七八九一番二地先水路

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東広島市西条町寺家七六七六番地

三宅 良彦

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 東広島市西条町寺家字松田六七三番二、六七二五番の一部、六七二八番の一部、六七三〇番の一部、六七三四番の一部、六七四八番一、六七五〇番、六七五六番二、六七三〇番地先道路、六七二五番地先水路

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 東広島市八本松東三丁目二番六五号  
有限会社 セイビ不動産  
代表取締役 西尾 宏幸

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東広島市西条町寺家字市地五七七〇番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 東広島市西条町寺家八〇六四番地

井盛 澄子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三原市沼田東町納所二二六五番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三原市沼田東町納所一八三六番地

福島 秀俊



平成十八年一月十二日

広島県教育委員会  
教育長 関 靖直

- 一 変更事項
  - 1 設置者の名称及び住所
  - 2 博物館の所在地
- 二 変更内容

区分	新	旧	変更年月日
設置者の名称及び住所	宗教法人飯島神社 廿日市市宮島町一番地一	宗教法人飯島神社 佐伯郡宮島町	平成一七年一月三日
博物館の所在地	廿日市市宮島町一番地一	佐伯郡宮島町	右に同じ

### 選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第一号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年一月十二日  
 広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利  
 三、一〇八

広島県選挙管理委員会告示第二号  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十八年一月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	楠本病院	福山市曙町三丁目一九番一八号	平成一七年二月二〇日

広島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十八年一月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

種類	指 定 名 称	所 在 地	変更事項	
			変 更 後	後
病院	医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町北一〇〇 四番地一	所在地 三原市中之町六丁目三番一號	
老人ホーム	養護老人ホーム 白滝園	三原市小泉町一六番 地一	名称 盲養護老人ホーム 白滝園	

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第一号  
 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成17年1月12日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
550814	告示の日(平成18年1月12日)から3年間	回胴式遊技機	人造人間 セカライク	株式会社平和 代表取締役 中島 潤 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 回

### 公安委員会公告

広島県公安委員会公告第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年1月12日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類  
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日  
平成18年2月14日
- 3 審査の場所  
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号  
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
道路交通法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等  
(1) 申請に必要な書類  
ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

- |     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| イ   | 審査手数料計算表                         | 1通 |
| ウ   | 自動車運転免許証の写し                      | 1通 |
| エ   | 履歴書                              | 1通 |
| オ   | 運転記録証明書                          | 1通 |
| カ   | 住民票（本籍記載のもの）                     | 1通 |
| キ   | 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し |    |
| (2) | 申請書等の提出先<br>広島県警察本部交通部運転教育課長     |    |
| (3) | 申請書等の提出期限<br>平成18年2月7日           |    |